

○多気町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行う事業により、新規に婚姻した世帯の経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して、賃貸に伴う住居費、引越費用、及びリフォーム費用の一部を補助するものとし、その補助について、多気町補助金等交付規則(平成18年多気町規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、婚姻日における年齢が双方39歳以下である夫婦(再婚の場合を含む。)のいる世帯をいう。
- (2) 補助申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。
- (3) 住居費 賃借する際に要した令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当に相当する費用及び他の公的制度による家賃補助を受けている場合は当該費用を除く。
- (4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った実費をいう。
- (5) リフォーム費用 婚姻に伴う賃貸住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用とする。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が多気町内にあり、申請時に夫婦の双方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。

(2) 所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(申請日の属する月が4月又は5月の場合にあっては前々年)の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯であること。ただし、次の場合にあっては、記載する計算方法により算出した金額とする。

貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(3) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(4) 多気町が徴収する町税及び水道料金等の滞納がないこと。

(5) 婚姻後継続して1年以上多気町に居住すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用、リフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。なお、夫婦ともに、29歳以下の世帯は上限60万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、前月までに支払った経費を対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多気町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 夫婦の記載のある戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書

(2) 夫婦の前年の所得証明書(4月又は5月に申請する場合は前々年の所得証明書。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職票又はこれに代わるものの写し)

(3) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

(4) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)

(5) 引越しに係る領収書(引越費用)

(6) 住居のリフォームに係る工事契約書(リフォーム費用)

(7) 貸与型奨学金の返還額を証明する書類

(8) 完納納税証明書(本人及び世帯員並びに同居を予定する者)

(9) 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し(他の公的制度に基づく家賃補助を受けている場合)

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、多気町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により前年度の補助金の交付決定を受けた者で、補助金の交付額が上限額に達しなかった世帯が次年度継続して補助を受けようとするときは、多気町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(継続)(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、多気町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(継続)(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項、第4項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに多気町結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第6号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、多気町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、第5条第2項、第4項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに多気町結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に

交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

多気町長 様

住 所
氏 名
電話番号

多気町結婚新生活支援補助金交付申請書

多気町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、補助金申請の支給要件の審査のため、多気町が徴収する町税、国民健康保険料及び水道料金等の納付状況について、多気町役場関係各課に照会することに同意します。

【同意書】

	住 所（結婚前の住所）	氏 名	生年月日
夫		（旧姓） _____	年 月 日
妻		（旧姓） _____	年 月 日

1 婚姻日		年 月 日				
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日			
		家 賃 (B)	月	円 ×	ヵ月 =	円
		敷金・礼金 等 (C)	円			
		住宅手当・家賃補助 (D)	月	円 ×	ヵ月 =	円
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)	円			
	引越し	引越しを行った日	年 月 日			
		費用 (F)	円			
	リフォーム 費用	契約締結年月日		年	月	日
		契約金額 (G)	円			
	合 計 (A) + (E) + (F) + (G)	円				
3 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から	年 月まで 月分			

5 添付書類	☐ 夫婦の記載のある戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書等の婚姻の日が確認できる書類 ☐ 夫婦の前年の所得証明書（4、5月に申請する場合は前々年） ※ただし、離職し申請日において無職の場合は離職票等の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ リフォームに係る工事契約書の写し ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 完納納税証明書（本人及び世帯員並びに同居を予定する者） ☐ 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し ☐ その他（ ）
--------	--

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

多気町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
代表者名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

多気町長

多気町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多気町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり交付することと決定しましたので、多気町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条に基づき通知します。

記

金 円

様式第4号（第5条関係）

多気町長様

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

多気町結婚新生活支援補助金交付申請書（継続）

多気町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、補助金申請の支給要件の審査のため、多気町が徴収する町税、国民健康保険料及び水道料金等の納付状況について、多気町役場関係各課に照会することに同意します。

【同意書】

	住 所（結婚前の住所）	氏 名	生年月日
夫		（旧姓） _____	年 月 日
妻		（旧姓） _____	年 月 日

1 前年度交付決定日		年 月 日										
2 前年度交付額		円										
3 事業費内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日		年 月 日								
		家賃 (B)		月		円 × カ月 =				円		
		敷金・礼金等 (C)		円								
		住宅手当・家賃補助 (D)		月		円 × カ月 =				円		
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)		円								
	引越し	引越しを行った日		年 月 日								
		費用 (F)		円								
	リフォーム費用	契約締結年月日			年			月			日	
		契約金額 (G)		円								
	合 計 (A) + (E) + (F) + (G)		円									
4 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分										

5 添付書類	☐ 夫婦の記載のある戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書等の婚姻の日が確認できる書類 ☐ 夫婦の前年の所得証明書（4、5月に申請する場合は前々年） ※ただし、離職し申請日において無職の場合は離職票等の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ リフォームに係る工事契約書の写し ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 完納納税証明書（本人及び世帯員並びに同居を予定する者） ☐ 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し ☐ その他（ ）
--------	--

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号

年 月 日

様

多気町長

多気町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（継続）

年 月 日付で申請のあった多気町結婚新生活支援補助金（継続）について、
下記のとおり交付することと決定しましたので、多気町結婚新生活支援補助金交付要綱第 5 条
に基づき通知します。

記

金 円

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

多気町長 様

住 所

氏 名

電話番号

多気町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容									
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日						
		家賃 (B)	月	円	×	ヵ月	=	円	
		敷金・礼金等 (C)	円						
		住居手当・家賃補助 (D)	月	円	×	ヵ月	=	円	
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)	円						
	引越し	引越しを行った日	年 月 日						
		費用 (F)	円						
	リフォーム 費用	契約締結年月日		年		月		日	
		契約金額 (G)	円						
	合 計 (A) + (E) + (F) + (G)	円							
5 添付書類		☐ 夫婦の記載のある戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書等の婚姻の日が確認できる書類 ☐ 夫婦の前年の所得証明書（4、5月に申請する場合は前々年） ※ただし、離職し申請日において無職の場合は離職票等の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ リフォームに係る工事契約書の写し ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 完納納税証明書（本人及び世帯員並びに同居を予定する者） ☐ 他の公的制度に基づく家賃補助の金額がわかる書類の写し ☐ その他（ ）							

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

多気町長

多気町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多気町結婚新生活支援補助金の変更について、
下記のとおり決定しましたので、多気町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条に基づき通知し
ます。

記

変更（中止）内容及び変更（中止）理由	
変更前の内容	変更後の内容

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

多気町長 様

住 所
氏 名
電話番号

多気町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、多気町結婚新生活支援補助金について、
下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【助成金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第7条関係)